

ポップアップ出店者様用 K, D, C, , , 施設利用規約

(規約の履行)

1. 本規約は、株式会社オレンジページ（以下、オレンジページとします）と利用者が協力し、K, D, C, , , の施設（以下、当施設とします）利用等を安全かつ円滑に行うことを目的とします。
2. 利用者は、以下に述べる各規約及びオレンジページから提示された事項について、これに同意し遵守しなくてはなりません。これらに違反したとオレンジページが判断した場合には当施設利用等の取り消し、出店物・展示物・装飾物の撤去・変更・退去を命じることができます。また、これにより利用者及び関係者に生じた一切の損害の補償並びに支払われた費用の返還を行いません。

(利用の申し込み)

3. 利用を希望する 3 ヶ月前までに出店概要（提供メニューのジャンル、料理、価格帯、コンセプト、ターゲットなどがわかる資料）を準備のうえ、オレンジページ担当者（以下、担当者とします）と詳細の打ち合わせをお願いします。企画内容によっては利用をお断りする場合もあるため、下見、事前打ち合わせ等は担当者と必ず行ってください。
4. 申込書の提出は利用当該月の前々月の 1 日までに、必要事項を記載のうえ、オレンジページへご提出ください。

(利用審査について)

5. 店舗の出店概要により当施設利用承認のための審査を実施します。
出店概要以外に、オレンジページが審査に必要と判断した場合は、事業計画書、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、所得証明書（個人の場合）等の提出をお願いすることがあります。
6. オレンジページは提出された書類内容等について適切であるか否かを決定し、不適切であると判断した場合は当施設利用等をお断りする権利を有します。なお、その際の根拠、判断基準などは公表しません。
7. ご提出いただいた書類の返却はいたしかねます。
8. 審査にあたり、準備いただいた書類等について発生する費用は、審査結果に関わらず利用者の負担となりますのでご了承ください。

(利用資格)

9. 利用者は、本規約に同意し、遵守いただける方に限ります。また、搬入出及び出店時の同伴者および店舗運営時の従事者も規約遵守の指導の義務を負うものとします。

10. 利用者はオレンジページが定める当施設利用・開催趣旨に合致するフード、サービス等を提供する個人・法人・団体に限ります。
11. 飲食提供者は、食品衛生責任者（栄養士、調理師、製菓衛生師、と畜場法に規定する衛生管理責任者、と畜場法に規定する作業衛生責任者、食鳥処理衛生管理者、船舶料理士、食品衛生管理者、もしくは食品衛生監視員となることができる資格を有する方を含む）の資格を有する方に限ります。施設利用等申込書に食品衛生責任者等の資格を証明する写しを添付してご提出ください。

（利用者の義務）

12. 利用者は、当施設内の設備を丁寧に扱い、使用後は利用区画および清掃分担表に定められた箇所の清掃を行うものとします。
13. 利用者は、出店期間中、オレンジページが提示する各マニュアルに則り食品の取り扱いや調理に関しての衛生管理と防火管理を徹底し、自ら管理・運営してください。
14. 利用者は、以下の項目をオレンジページが定めた方法で営業終了毎に報告をしてください。
 - ・施設の開閉および鍵の取り扱い※該当者のみ
 - ・利用区画の利用形態および売上
 - ・衛生管理、防火管理に関する報告事項

（利用期間）

15. 利用者は申込書へ申請した期間と時間においてポップアップ出店を行うものとします。
16. ポップアップ出店日数は 2 週間以上且つ各月の当施設の定休日（以下、定休日とします）・イベント貸し切り利用日を除く出店可能日の 9 割以上の出店とします。ただし、出店開始から 3 ヶ月間は週 4 日以上の営業日数での出店が可能です。
なお、催事等他の施設に出店し、当施設で定めた出店日数割合を下回る場合は、催事に出店することが証明できる内容を提示の上、オレンジページへ相談してください。
17. 定休日は、月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）、その他オレンジページが定める日とします。定休日・営業時間は、変更する場合があります。
オレンジページが定める定休日は 2 ヶ月前の月初に告知します。

（利用期間の更新ならびに利用条件変更）

18. 利用者から更新しない旨の意思表示がない限り、利用期間については、申込書同様の条件にて 1 ヶ月間自動更新されるものとし、その後も同様とします。
19. 利用者が営業日・時間の変更を希望する場合は、変更を希望する 1 ヶ月前に申込書記載の内容を更新し、オレンジページへご提出ください。
20. 営業開始から 6 ヶ月経過した時点で、店舗売上げがスペース利用料を超えない場合、

オレンジページは利用期間の更新をお断りする権利を有します。7ヶ月以降は3ヶ月毎に売上、施設の利用状況等を総合的に勘案し判断します。

21. オレンジページは、利用期間の更新・変更後の利用形態が望ましくないと判断した場合、利用期間の更新をお断りする権利を有します。
22. オレンジページが利用期間の更新をしない判断を行った場合は、利用者に対して、書面により利用終了通知を行います。利用者は利用終了通知に記載の最終出店日をもって当施設の利用を終了します。利用終了通知は原則として最終出店日の前月の初旬に行います。

(施設利用代金の支払い)

23. 利用者は下記料金表に定める利用代金に利用日数を乗じた代金をオレンジページが発行する請求書により、請求書発行月の翌月末までにオレンジページが指定する口座へお振り込みください（振込手数料は利用者の負担）。

・料金表（税別）

ポップアップ出店プラン	半日利用（～6h）	一日利用（6h～）
厨房利用 廉価 1（簡易厨房 1工程のみ）	10,000円	20,000円
厨房利用 廉価 2・3（フル調理工程可）	15,000円	30,000円
厨房利用 ドリンクカウンター	12,500円	25,000円
物販スペース利用（受付カウンター）	4,000円（一日利用のみ）	

※ドリンクカウンターでのアルコール提供については、オレンジページ及び他利用者と要相談

※K,D,C,,,4F コワーキングスペース会員は厨房利用・物販スペース利用料金半額

(未払いの料金)

24. 利用者は、当施設の利用終了時に未払いの利用料金がある場合、利用終了日から7日以内に全額を支払う義務があります。未払金がある場合、終了手続きが完了しないことがあります。
25. 利用料金を滞納している利用者に対しては、当施設の利用を永続的にお断りすることあります。この場合であっても利用者は未払い分の諸費用の支払い義務を免れないとします。

(設備・備品)

26. 利用者は、当施設が提供できる什器・備品類（消耗品、調理器具、食器、カトラリー）

以外については、自己の費用で持ち込むこととし、自己の責任のもと利用許可した区画内にて管理してください。

27. 飲食店舗として当施設を利用する場合、提供メニューの決済は各厨房での会計になります。決済端末は Suica が利用可能なキャッシュレス端末をご用意ください。キャッシュレス端末と現金レジの併用も可能です。ただし、ワンオペレーション等で会計担当者と調理担当者が分離できない場合は、衛生上レジスター等による現金扱いは原則不可とします。
28. 現金決済の取り扱いを行う場合、現金の売上金は営業終了後当施設内での保管はできません。利用者が必ず持ち帰り管理してください。
29. 利用期間中はお客さまからの問い合わせ等が想定されますので、SNSアカウント (Facebook・X・Instagram・Google マイビジネス等のいずれか) の開設ならびに問い合わせ対応ツール (電話・DM等) を用意し、オレンジページへメールまたは書面にて報告してください。
30. 店舗運営に必要な鍵類については盗難・紛失に最大限の注意を払い、適切に管理してください。当施設外への持ち出しが禁止とし、利用者が当施設より貸与された鍵を紛失した場合には、鍵の使用停止および鍵の変更・複製・鍵穴交換工事等にかかる実費を負担していただきます。

(K, D, C, , 3F 利用の変更・キャンセル)

31. 利用者は、オレンジページが実施する出店審査が終了し、出店を承認した後は申込書記載の出店開始日を変更することはできません。出店開始日が遅延する場合は、申込書記載の出店開始日から実際の出店開始日までの日数分の施設利用代金がキャンセル料として発生します。

(利用期間の終了)

32. 利用者は、利用期間の更新をしない場合、申込書記載の最終出店日の1ヶ月前までに、出店終了届をオレンジページへご提出ください。
33. 出店を終了する際の撤収作業並びに退店時確認は、店舗定休日等に日時を事前に調整のうえ実施していただきます。
34. 退店後、利用者は当施設の利用権を失います。退店後の当施設利用については、一切の権利を有しません。そのため、客席スペース以外の利用・立ち入りはできません。
35. 出店終了届を提出した後、最終出店日まで営業を行わず即時退店する場合は、最終出店日までの日数（定休日を除く）×半日利用料金をお支払いいただきます。その場合の精算方法や支払期日は、オレンジページと利用者で協議のうえ決定するものとします。なお利用者は退店をもって当施設の利用権を失います。

(原状回復)

36. 利用者は、当施設利用等が終了したときは、自己の費用で、自己が設置した物件を撤去し、利用した場所を原状に復するものとします。

(フードメニューと販売価格)

37. フードメニュー並びに販売価格については、原則として当施設利用等申込書に記載するフードメニュー並びに予定売価にし、変更の場合はその都度、オレンジページまでご連絡ください。提供するフードメニューはアレルゲン表記が必要です。オレンジページが提供するアレルゲン表へ記載のうえ、当施設利用前にご提出ください。フードメニューを改訂した場合アレルゲン表も併せて改訂しご提出ください。アレルゲン表の提出がない場合は当施設の利用が認められません。

(遺失物の取扱い)

38. 当施設内の遺失物・放置物については、当日の営業終了までに新大久保駅係員に届けてください。新大久保駅係員へ引き渡す際は、オレンジページが定める台帳を使用してください。取得した遺失物・放置物に貴重品（現金、有価証券、個人情報が記載されたもの）が含まれる場合は、新大久保駅係員と相互確認を必ず行ってください。

(損害責任)

39. 盗難、販売物の瑕疵、事故（搬出入時を含む）等に関して第三者とトラブルが生じた場合、利用者の自己責任による当事者間の話し合いで解決し、オレンジページはその責を一切負いません。
40. 渡し忘れ・欠陥品等、利用者側の落度に起因するクレームがあった場合、オレンジページは購入者等に利用者の氏名・連絡先を知らせる場合があります。
41. 利用者がオレンジページ又は第三者に対する損害を与えた場合、利用者の責任と費用をもって解決するものとします。また、当施設利用等終了後に発生する利用者間・購入者間等の諸問題について、オレンジページは一切責任を負わないものとします。
42. PL 保険（生産物賠償責任保険）、又はそれに準ずるものに加入してください。
43. 天候・災害等オレンジページの責に帰さない原因による開催の変更・中止等によって生じた利用者及び関係者の損害について、オレンジページは補償しません。

(禁止事項)

44. 当施設を利用するにあたり、以下の行為を禁止します。
- (1) 当施設内および駅ビル内での喫煙
 - (2) 動物を当施設内に持ち込むこと
 - (3) 設備や備品の破損、汚損を故意に行う行為および持ち出し

- (4) 危険物（火薬類、爆発性物質その他当社が危険と判断したもの。）を当施設内に持ち込むこと
- (5) 当施設の運営に支障を与えるような行為
- (6) 他の利用者（従業員含む）、当施設、オレンジページ（従業員含む）を誹謗、中傷すること
- (7) 他の利用者（従業員含む）、当施設、オレンジページ（従業員含む）の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱す行為
- (8) 他の利用者（従業員含む）に対する迷惑行為
- (9) 他の利用者による当施設の利用を妨げる行為
- (10) 他の利用者または当施設の秘密情報（当施設外において公開されていない情報を指します）を無断で利用し、または第三者に開示、漏洩する行為
- (11) オレンジページの許可のない内容の営業行為や勧誘、物品の売買をすること。
- (12) 公序良俗に反する行為
- (13) 他の利用者や当施設従業員に対する待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為
- (14) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で当施設従業員を拘束する等、当施設従業員の業務を妨げる行為
- (15) 18歳未満の方（従業員含む）が、22時以降、当施設を利用すること

（使用制限並びに申込成立後の取消）

45. 以下の項目に該当する場合は使用をお断りする場合があります。また申込成立後、本施設の使用中であっても、ただちに契約の解除、退店および使用の中止とする場合があります。下記の事項に該当する事由による取消の結果、使用者にいかなる損害が生じても、オレンジページは一切の責任を負いません。

- (1) 本規約を遵守しなかった場合
- (2) 前記の禁止事項の各項に該当すると認められた場合
- (3) 政治、宗教活動等に関係するもの
- (4) 関係省庁からの中止命令や指導により実施困難な場合
- (5) 建物、設備を損傷・滅失させる恐れがある場合
- (6) 来街者及び会場周辺に混乱、危険を及ぼす可能性がある場合
- (7) 大音響、悪臭等により、公衆に不快の念を与えるもの
- (8) 公序良俗に反する内容
- (9) 当施設の前面通路において通行に支障をきたすおそれのあるもの
- (10) 申込書に虚偽の記述があった場合
- (11) 災害、特赦法その他の不可抗力によって施設の使用が困難となった場合
- (12) 利用料金の支払いを怠ったとき。

- (13) 当施設または第三者の知的財産権その他の権利を侵害する等違法行為を行ったとき。
- (14) 過去に当施設の退店および使用中止を命じられた方
- (15) K, D, C, , 4F 会員の除名の通告を受けた、または除名処分なったことがある方（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）。
- (16) 使用を承認された場所以外で作業や催事を行なった場合
- (17) 施設利用についてオレンジページの指示に従わない場合
- (18) その他、オレンジページが不適当と判断するもの

（利用資格喪失）

46. 利用者は次の各号の事由に該当する場合に利用資格を喪失します。

- (1) 退店したとき。
- (2) 退店および使用中止を命ぜられたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 当施設が閉業または用途変更したとき。

（個人情報の取り扱い）

47. 利用者は、当施設利用等を通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行う必要があります。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また、取得した個人情報は、利用者が責任を持って管理・運用してください。

48. 情報主体との間で紛争が生じた場合は、当事者間で解決するものとし、オレンジページは責任を負いません。

（反社会的勢力の排除）

49. 利用者（法人である場合には役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む）は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という）でないことを確約します。なお、利用者が反社会的勢力に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一に該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、利用資格を喪失させることができます。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目

的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしてい
ると認められるとき

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

50. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わない
ことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害
する行為

51. オレンジページは、利用者が前項に違反した場合、催告その他何らかの手続を要する
ことなく、直ちに利用資格を喪失させることができます。

52. 前項に基づき利用資格を喪失された場合、利用者は、オレンジページに対し、当利用資
格の喪失を理由として損害賠償その他何らの請求をすることができません。

(規約の改定)

53. オレンジページは、一定の周知期間を設けることにより、本規約を変更できるものと
し、利用者はこれを承諾するものとします。この周知期間中、当施設内および当施設サ
イトで変更事項を告知するものとします。

54. 前項の変更は、周知期間の経過により有効となるものとします。

(管轄裁判所)

55. 利用者とオレンジページの間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判
所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

56. 本規約及び関連諸規約及び関連諸規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

附則

2021年3月20日 制定・施行

2021年5月25日 改定

2021年6月10日 改定

2021年7月05日 改定

2023年1月25日 制定・施行

2023年7月21日 制定・施行

2024年3月01日 改定

2024年10月20日 改定